

令和6年 第1回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時	令和6年3月8日	料徴収条例の一部を改正する条例制定について
1. 開催場所	西予市議会第3委員会室	
1. 開 会	令和6年3月8日 午前 8時58分	議案第22号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
1. 閉 会	令和6年3月8日 午後 3時31分	議案第23号 西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
1. 出 席 委 員		議案第24号 愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	委員長 源 正樹	
	副委員長 兵頭 学	
	委員 和氣 数男	
	委員 宇都宮久見子	議案第25号 西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
	委員 佐藤 恒夫	
	委員 中村 敬治	
1. 欠 席 委 員	なし	議案第42号 令和6年度西予市一般会計予算
1. 出席説明員		議案第47号 令和6年度西予市水道事業会計予算
	産業部長 和氣 岩男	
	建設部長 三瀬 計浩	議案第48号 令和6年度西予市簡易水道事業会計予算
	林業課長 酒井 淳二	
	建設課長 宮本 勘滋	議案第49号 令和6年度西予市下水道事業会計予算
	上下水道課長 紙崎 順一	
	林業課長補佐 河野 貴之	1. 会議の経過 別紙のとおり
	林業課長補佐 清家 祐一	
	林業課係長 松本 知也	
	林業課係長 山村 正志	
	林業課係長 織田 喜子	
	建設課長補佐 水野 直樹	
	建設課長補佐 桐山 正男	
	建設課長補佐 大塚 洋平	
	建設課係長 植田 芳正	
	建設課係長 井関 竜平	
	建設課係長 福井 伸二	
	上下水道課長補佐 末盛 桂子	
	上下水道課長補佐 清水 宣行	
	上下水道課係長 山本 裕樹	
	上下水道課係長 山本 新也	
1. 出席議会事務局職員		
	書記 三好 祐介	
1. 会議に付した事件		
議案第19号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	
議案第20号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	
議案第21号	西予市農業集落排水処理施設使用	

開会 午前 8 時 58 分

○兵頭副委員長

これより令和 6 年第 1 回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

これよりの進行は委員長が行います。

【産業部】

【林業課】

○源委員長

それでは昨日に引き続きまして産業部の審査を行います。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」林業課所管分についてを議題といたします。

酒井課長より説明を願います。

○酒井林業課長

それでは、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」の林業課所管について御説明いたします。なお、当初予算の説明は、主な事務事業を説明させていただきます。

歳出から御説明いたします。また、歳入につきましては、特定財源がある場合は、配信させていただいております別表の歳入予算資料に事業ごとに記載しておりますのであわせてお目通しをお願いいたします。

予算書 121 ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目林業総務費、当初予算額は 7761 万 2000 円を計上しており、前年比 176 万 3000 円の減額となっております。減額となった主な要因は、総務課所管の職員給与費の減によるものです。

事業内容といたしましては、林業総務費庶務事業として、林業全般の庶務的経費 48 万 2000 円を計上しております。また、森林公園管理事業として、三瓶町あらパークの維持管理経費 315 万 4000 円、会計年度任用職員給与費 338 万 9000 円、職員給与費 7058 万 7000 円を計上しております。

次に、予算書の 122 ページ、2 目林業振興費の予算について御説明いたします。当初予算額は 3 億 6446 万 3000 円を計上しており、前年比 3269 万 4000 円の減額となっております。減額となった主な要因は、I C T まち・ひと・しごと創生推進事業のシステム導入費用の減及び林道網整備の事業量調整等によるものです。

それでは、林業振興費の事業内容について、主な事業を御説明いたします。

林業振興費庶務事業、当初予算額は 1199 万

3000 円です。林業振興に係る庶務的経費、各種負担金及び補助金を計上しております。

次に、森林整備担い手確保育成対策事業、当初予算額は補助金 903 万円です。林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の充実を図ることを目的として、林業事業体が対象となる補助事業です。

次に、予算書 123 ページ、有害鳥獣捕獲対策事業、当初予算額は 3376 万 9000 円です。当事業は、有害鳥獣による農林作物被害の防止対策を図るよう捕獲に対する補助及び捕獲隊組織育成補助、檻導入の補助を行うもので、新たに令和 6 年度より狩猟免許更新に対する経費の補助についても計上しております。なお、近年ニホンジカの生息数の増加及び生息域が拡大していることから、ニホンジカに対する捕獲圧をさらに高めるため、令和 6 年度から補助単価を 1 万円から 1 万 5000 円に増額計上しております。また、各地域づくり活動センターにおいても捕獲確認ができることとし、捕獲個体を市に持ち込まない確認方法に変更することで、捕獲確認に要する捕獲隊の負担軽減を図つています。

次に、市産材利用促進事業、当初予算額は補助金 1200 万円です。当事業は、西予市産材を使用した木造住宅の建設または購入を行う場合にその経費の一部を助成する事業です。令和 5 年度から、木造だけではなく、内装木質化についても同等に補助を行うこととし、さらに建設だけでなく改築も対象とし、補助対象建築物についても事業所などを含むよう拡充することで、より一層市産材の需要を喚起し、木材利用の促進を図っております。

次に、バイオマスペレット生産利活用促進事業、当初予算額は 1562 万 5000 円です。当事業は、西予市バイオマスペレット製造施設の施設管理運営委託料及び施設で販売する木質ペレットの原料に市内の間伐残材等を利活用し、市内の林業活性化及び森林整備を促進し、二酸化炭素の削減に貢献するために木質ペレット燃料の購入費に助成する事業です。

次に、木育推進事業、当初予算額は 283 万 5000 円です。当事業は、平成 30 年 4 月のウッドスタート宣言により、木に親しみ、木とともに生きていく木育を主体として、西予市の豊かな森林とそれに携わる職業について再認識してもらうための啓発推進事業です。令和 6 年度の主なものは、

自然と木に触れ合い、豊かな心を育むために、市内の小・中学校を対象とした林業教室の開催や宇和運動公園に隣接する生誕の森林の排水等整備と、前年度に生まれた子ども世帯を対象にした記念植樹を行うものです。

次に、森林経営管理制度事業、当初予算額は2005万8000円です。当事業は、森林経営管理法に基づく適切な森林管理のため、法に基づく意向調査や調査結果に基づき、経営管理権集積計画を策定した森林の環境林整備委託業務を行うもので、また、西予市林業の成長化を図るため、森林林業の振興及び施策を検討する次世代森林産業推進協議会の運営等を行う事業です。

次に、林道小振鍵山線開設事業から、県単独林道整備事業、県営林道田之筋渓筋線開設負担金事業、林道才オノジ支線開設事業、林業専用道横松線開設事業、林道南平佐須線開設事業、林道雨包線舗装事業、林道東津野城川線舗装事業、林道泉川柳沢線開設事業について、資料は、令和6年度林道網整備事業位置図を配信させていただいております。この各路線は、生涯にわたる森林の適正な管理を効果的かつ計画的に持続させることを目的に、森林整備の基盤となる路網整備を行うものです。令和6年度は、林道及び林業専用道の開設事業6路線、舗装事業2路線、県営負担金事業1路線の計9路線の整備となっております。当林道事業の中で、林道泉川柳沢線は新規事業であり、城川町遊子谷で林道開設工事に向けての全体計画調査及び詳細測量業務を行う予定です。その他の路線は継続事業であり、当初予算額は合計で1億7800万円です。

次に、地域おこし協力隊事業、当初予算額は455万5000円です。当事業は、地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活性化と林業担い手を育成するための推進費です。令和6年度は、新たに募集する1名分を含む2名分に必要な経費を計上しております。

次に、森林整備事業、当初予算額は3183万7000円です。当事業は、事業体や個人等による森林整備と、それに伴う林道等の維持補修や作業道の新規開設及び自伐林家等への間伐や森林作業道開設に対する助成を行うものです。また、令和6年度より県造林補助事業の採択を受けて実施する再造林、下刈りに対する上乗せ助成を計上しております。

次に、フォレストワーカー確保対策事業、当初予算額は2680万1000円です。当事業は、森林整備促進のため、喫緊の課題であります担い手確保育成対策として、認定林業事業体への新規就業時の装備品購入経費、移住に要する経費、住宅取得に要する経費及び自伐林家への安全対策装備に対する経費等について助成を行うものです。また、そのほかに移住フェアへの参加や令和6年度からは、新規に林業体験プログラムを実施する予定としており、担い手の掘り起こしを行います。

次に、予算書126ページ、3目林道事業費の予算について御説明いたします。当初予算額は502万7000円を計上しており、前年比121万7000円の減額となっております。減額となった主な要因は維持管理工事費の減によるものです。事業内容といたしましては、林道維持管理事業で、市の管理林道の中で、幹線林道の草刈り等の清掃委託、崩土除去及び維持工事などの維持管理を行う事業です。

同じく、予算書126ページ、4目造林事業費の予算について御説明いたします。当初予算額は413万2000円を計上しており、前年比185万4000円の増額となっております。

事業内容といたしましては、市有林管理事業で、市有林の適正な整備を行い、多面的機能の増進と健全な経営基盤の醸成、財産管理を行う事業です。令和6年度につきましては、森林研究整備機構、森林整備センターが整備を計画している作業道が、西予市を含む分収林を通過するため、分収林契約に従って測量及び工事を実施するものです。なお、財源につきましては、森林整備センターから経費と同額を雑入として計上しております。

同じく、予算書126ページ、5目林業施設・機械管理費の予算について御説明いたします。当初予算額は46万4000円を計上しており、前年比4万2000円の減額となっております。

事業内容といたしましては、緑の交流館運営事業で、城川町高野子地区の高川地域づくり活動センターに隣接しております緑の交流館の維持管理経費となっております。

次に、予算書の195ページ、11款1項3目林業用施設災害復旧費の予算について御説明いたします。当初予算額は125万円を計上しており、前年比2835万8000円の減額となっております。減額となった主な要因は、令和5年度は、林業用施設

災害復旧事業（過年度）の工事請負費を計上しており、令和6年度については過年度の工事請負費の計上がないことによるものです。事業内容いたしましては、災害により被災した林道の復旧に要する費用で、重機借上料を計上しております。

次に、予算書の197ページ、13款2項1目基金費、森林環境譲与税基金事業の予算について御説明いたします。当初予算額は1億4864万8000円を計上しており、前年比4249万7000円の増額となっております。増額となった主な要因は、譲与税の段階的な増加によるものです。当事業は、国から譲与されます森林環境譲与税及び基金利息を森林環境譲与税基金に積立てをするものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

歳入につきましても、配信させていただいております別表の歳入予算資料をあわせてお目通しをお願いいたします。

予算書16ページをお開きください。

12款1項1目2節林業費分担金710万円は、説明欄に記載しております林道7事業にそれぞれ充当されます。

次に、予算書26ページ、14款2項3目3節林業費国庫補助金1142万円、美しい森林づくり基盤整備交付金は、林道雨包線舗装事業及び森林整備事業にそれぞれ充当されます。

次に、予算書31ページから32ページ、15款2項4目2節林業費県補助金9415万8000円は、配信しております歳入予算資料の特定財源内訳の県支出金に当たるもので11事業に充当されます。

次に、予算書37ページ、18款2項38目1節森林環境譲与税基金繰入金1億1739万3000円は、配信しております歳入予算資料の特定財源の内訳の繰入金に当たるもので15事業に充当されます。

次に、予算書43ページ、20款5項4目6節農林水産業費雑入、その他雑入83万7000円は県森林土木協会事業に、水源林造成事業費負担金214万9000円は市有林管理事業に充当されます。

次に、予算書45ページ、21款1項3目2節林業債7970万円は、説明欄に記載しております林道9事業にそれぞれ充当されます。

以上で、林業課所管に係る令和6年度当初予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

123ページ、有害鳥獣捕獲対策事業のうちの今年度からシカの助成金というのが1万から1万5000円に上がったという説明がありました、大体この今、シカというのは非常に増えてるのは、今私も思うことなんですが、1万5000円に上げて、どのくらいシカの捕獲が上がるというふうな形で予算なされておるのか説明をお願いいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時22分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時22分）

○酒井林業課長

ニホンジカにつきましては、令和6年度から補助の単価を5,000円増額とするということで、現在、昨年度の1月末と比べると109頭今年度は多い状況で、来年度のシカの捕獲数は、計画では今のことろ400頭としております。

○佐藤委員

もう一つなんですが、今、捕獲隊もかなり高齢化が来て、案外やってる方が年寄りの方が多いんですが、その中で、狩猟免許の取得に補助を出すというふうな説明があったと思うんですけども、捕獲隊を増やすための、例えば講習とか、そういうふうなことに対する補助金だと思うんですが、大体どのくらい増やしたいなというふうな形のものを思われてるので説明をお願いいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時24分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時26分）

○酒井林業課長

現在の捕獲隊の隊員数としては247名登録があります。計画としては256名としており、免許取得に対する講習会等については農業水産課で担当されております。今回当初予算に計上しております免許の更新時の補助なんですが、ハンター保険について補助をして、若い方とか、今免許をお持ちの方の負担を軽減して、数が減らないように捕獲隊を維持していただいたらと思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

16 ページ、17 ページ、分担金というのがあります、これは林道開設事業と書いてありますから、分担金は事業費の何%とかいうのがあるんかなという気がするわけですけれども、この算出根拠とか根拠条例とかそういうものはどうなつとんですか。

○酒井林業課長

根拠条例といたしましては、分担金徴収条例がございまして、開設の場合については、補助残の 10%が分担金の率となっております。

○中村委員

補助残の 10%というのは、近隣の市町と比べてどんなんですか。

○酒井林業課長

近隣の市町と分担金の率がどうかということですが、近隣の市町よりは低い率となっております。

○中村委員

補助残の 10%を地元から寄附採納のような形で提供してもらおるわけですかね。その辺は地元で同意がとれないと事業をしないということだろうと思うんですけどね。負担も出さずとやつてもらうんなら、皆さん希望するところがたくさんあるからある程度そういう受益者負担という意味合いですけれども、近隣の市町と比べて低いということは非常にいいことではあるんですが、この分担金を出さないとやらないということになると最初からそういう分担金を出してくれるところという前提で全体計画の中で、最初から完成するまで何年かかるか分かりませんけれども、出してくれるということですけれども、地元としては、地域によって皆違うんでしょうけれども、その分担金をどういうような形で徴収しとるんですかね。それはちょっと分かりにくいでですかね。どんな形で徴収しとんかなと思いましてね。

○酒井林業課長

分担金につきましては、林道の開設要望等あつた際に同意をいただいて事業を進めることとしており、その分担金をどういうふうに地元が集められているかということは、地区によって違うので、そこまでは把握できておりません。

○中村委員

分かりました。近隣市町より若干安いということであれば、それはそれでいいんかなと思っております。

森林環境譲与税基金事業、去年と比べると、また 4200 万ほど増えておりますけれども、以前も、基金が増えて積立てばっかりしとると、譲与税が有効に使われてないという批判が都会の議員からあって、早く使えというような指示もあったんじやないかと思っておりますが、そういう中でちぬやパークなんかもできたんかなと思っておりますが、またこれ基金の積み増しのようになっておりますけれども、森林整備についてガイドラインを昨年つくって、積極的に森林整備に向けて基金を使うというような話でなかったんかなと思うわけですけど、その辺が若干違うんじゃないかなと思いますがいかがですか。

○酒井林業課長

森林環境譲与税基金については、先ほど説明いたしましたが、来年度は 15 事業に充当させていただいております。額は 1 億 1739 万 3000 円ですが、森林整備、また担い手確保、木材利用の促進等啓発事業等に、今後も事業を検討して使用していきたいと考えております。

○中村委員

別の質問になりますが、スギ花粉症ということで花粉がたくさん飛散して非常に困っておるということが報道されておって、そういう中で、岸田総理大臣も言われたと思うんですが、スギ花粉が出ないというか、少ないというか、そういう植林を再造林していきたいと、面積を増やしたいというようなことのようすけれども、そういうスギ花粉症が出ないスギ苗というのは、実際、供給量は十分あるわけですか。西予市にもそういう希望者がおったときに、そういう苗というのは十分供給できてるんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 34 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 35 分）

○酒井林業課長

その点につきましては担当の織田係長より説明いたします。

○織田林業課係長

無花粉スギにつきましては、愛媛県の種苗センターですか、県の林業センターのほうで育林・育種とかされてるんですが、今されてる主な少花粉スギ、無花粉スギはまだまだそれほど流通はされておられないそなんですが、力を入れておられ

るエリートツリー、成長の早い育成樹なんですが、それらのエリートツリーが、スギに関しては少花粉スギの育成に取り組んでいると。少花粉スギ 17%ぐらいはやはり花粉がどうしても出るということで、無花粉ではないんですが、流通を担っているのがほぼ県の種苗センターだけという状態ですので、半分程度はエリートツリーに変わりつつある。今後の種の状態でしたら十分供給する量を採取できているそうなので、需要があれば、そちらにつきましては供給ができるだらうということは県の研究所の方がこの前おっしゃっておられました。

愛媛県でいうと松山市から 50 キロ圏内のところがスギの植え替えを推進される地域になるそうなんですが、西予市では、野村地区の一部、惣川のあたりですとか、城川町の窪野地区、遊子川地区のあたりが該当になってきておられるそうで、愛媛県で、その該当地域の調べはされておられるそうで、6 年度に向かって、またそういうところにどういう事業を実施していくかということをこれから検討して推進していかれるそうです。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

令和 6 年度新規でフォレストワーカー確保対策事業出てると思うんですけども、装備代とか移住フェアで林業体験プログラムということの説明があったかと思うんですけども、新規ですね、どういう計画で何名ぐらい目標とされているのか、その辺り説明いただけたらと思います。

○酒井林業課長

装備代につきましては、6 年度予算では 6 名程度の装備代の予算を計上しております。林業体験プログラムについては、市内外の学生及び社会人を対象に、西予市の林業を知って体験していただく事業となって、5 日間プログラムを実施する予定としております。現在予算計上しているプログラムに参加される方については 20 名を予定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

森林整備事業の内容は、下刈りの上乗せという説明があったと思うんですが、これは考えるに、全伐したところの下刈りという新規事業ですか。

○酒井林業課長

こちらの上乗せ事業につきましては、今まで肱川流域センターのほうで事業を実施されとったんですけども、その事業が 5 年度で廃止となりまして、代わりに市で県の造林事業を採択された山について全伐したところの再造林と下刈りについて上乗せ補助をしております。

○兵頭副委員長

木育事業、前年から約 500 万近く下がってるんですけど、これは事業が縮小したという考え方だと思うんですけど、その中で小中学生対象に勉強会とかいう、体験事業をという話があつたんですが、どういった内容の体験をさす計画なんですか。

○酒井林業課長

予算の減額につきましては、生誕の森林の整備事業の工事費の減と、今年度までは子育て支援課の子どものおもちゃの経費も組んでいたんですが、来年度から別事業となりまして、その分による減です。

また、木育教室については、職員や森林組合等、そういう森林産業に関わっている方のお話や、製材所やそういう現場、丸太切り、あと県で高性能機械のシミュレーターがありまして、そちらの体験等、そういうことを木育事業でやらせていただいております。

○源委員長

ほかにありませんか。

○宇都宮委員

関連なんですかけども、生誕の森林についてお尋ねしたいんですけども、もう 2 回されて、それで状況というかどういう現状なのかということと、今後どのように進めていくのか計画があれば教えていただけたらと思います。

○酒井林業課長

生誕の森林の事業ですが、令和 3 年度は 38 世帯の参加、令和 4 年度は 48 世帯の参加で、令和 5 年度につきましては、現在締め切っている中では 46 世帯の参加予定となっております。

今後の生誕の森林の整備については、今、宇和運動公園の上に造成しているところは令和 7 年度までの場所を造成しております。今後、そこを広げていくか、別の候補地を見つけるかまだ今検討段階ですので、また場所が決まりましたら造成等して今後も続けていきたいと思っております。

○中村委員

森林経営管理制度事業ということですが、これについて昨年は 6000 万近くあったのが、今回令和 6 年度は 2000 万ぐらいと、この制度は非常にいい制度がスタートしたなと思っておるわけですがけれども、何で 3 分の 1 ぐらいに激減してしまうのかな。この市がいろいろあっせんして、そういう経営林とか環境林とかに振り分けて、いろいろ委託をあっせんしてもらっておると思いますが、その管理委託の、今年度、令和 5 年度も大体終わりかけておるんですけど、5 年度がどのぐらいの委託の依頼があったのか、6 年度はどういうような計画になつとるのかもうちょっと詳しく説明していただいたらと思うんですが。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 45 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 47 分）

○酒井林業課長

森林経営管理制度事業につきましては、来年度より先ほど説明いたしました森林整備事業とフォレストワーカー確保対策事業に事業を分けまして、それによる減額となっております。

来年度の環境林整備の面積については、今年度と変更はございません。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

林道整備事業でお伺いをいたします。6 路線を予定されてると、舗装で 2 路線というふうな形の説明だったかと思います。この舗装の 2 路線なんですが、私もよくいろんな林道通るんですが、アスファルトの舗装されてるところとコンクリート舗装、2 つあるんですよね。これは何かアスファルト舗装するのとコンクリート舗装するというのを取決めみたいなものがあるんでしょうかね。

○酒井林業課長

林道の舗装のアスファルトとコンクリート舗装の違いについて河野補佐より説明いたします。

○河野林業課長補佐

アスファルト舗装というものは、皆さん御存じのように、通常のアスファルト舗装になるんですけども、コンクリート舗装の場合、基本的に林道のコンクリート舗装工事というのがございません。コンクリート舗装をしてるのは、林道開設時に勾配がきついところについてはコンクリート路面工

を打つというふうに決まっておりますので、そういう形でコンクリート路面工を打っております。あと全線コンクリート舗装を打っているところにつきましては、地元で、原材料支給といったものを利用してされてるのかなと思っております。ですので、基本的に舗装事業につきましては、アスファルト舗装のみとなっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」林業課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、産業部の審査を終わりたいと思います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 50 分）

【建設部】

【建設課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 05 分）

これより建設部の審査に入ります。

審査に当たりまして、三瀬部長より挨拶を賜りたいと思います。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○源委員長

それではこれより建設課所管分の議案の審査に入ります。

まず、議案第 19 号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題いたします。

宮本課長より説明を願います。

○宮本建設課長

それでは、議案第 19 号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

資料は説明資料①と説明資料②新旧対照表をあわせて御覧ください。

本市では、西予市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の建て替え、用途廃止及び維持管理等を行っております。

今回の改正でありますが、建物の老朽化によって入居が困難な住宅については、新たな入居募集を停止し、政策的に空き家措置を講じているところでございますが、政策空き家となっております城川町土居地区の西予市単独市営住宅ミナミ第2団地について、建物の老朽化が激しく、周辺団地や住民への影響も踏まえ、対応が必要となっていることから、同住宅を廃止し、建物の解体を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第19号「西予市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」の説明を終わります。御審議の上、決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時11分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時12分）

続きまして、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」建設課所管分についてを議題とします。

宮本課長より説明を願います。

○宮本建設課長

それでは、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」建設課所管分について御説明申し上

げます。

歳出でございますが、予算書139ページをお開きください。資料は説明資料③を御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、建設残土処理場管理事業において1055万3000円を計上しております。内訳としましては、阿下建設残土処理場の建設残土受入れに伴う管理委託業務として、12節委託料755万3000円と14節工事請負費300万円でございます。財源は、施設使用料1052万7000円を見込んでおります。令和6年度予定受入量は約1万立米を想定しております。

続いて、予算書141ページをお開きください。資料は、説明資料④を御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、2目急傾斜崩壊防災対策事業費、がけ崩れ防災対策事業において、14節工事請負費7700万円を計上するものです。当事業は、愛媛県ががけ崩れ防災対策事業及び集落避難路保全斜面地震対策事業を活用して、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害の防災・減災を目的とした工事を実施するのですが、令和6年度に予定しております4カ所の工事請負費となります。財源は、県補助4620万円、過疎対策事業債1920万円、寄附金1155万円、一般財源5万円となっております。

続きまして、予算書142ページをお開きください。資料は説明資料⑤を御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、県営道路事業負担金事業において、18節負担金1302万9000円を計上するものです。当事業は、愛媛県が市内で実施する道路事業に対して、愛媛県土木建設事業負担金条例第2条に基づき、市の負担金を支出する事業でございますが、令和6年度に16カ所の改良事業を予定されており、その工事費の7%に当たる負担金を納付するものでございます。

続きまして、予算書143ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業において8710万3000円を計上するものです。これは、各支所単位で、道路維持修繕に係る修繕料、倒木・崩土除去や除雪などの重機借上料、工事請負費等が主な経費となっております。財源は全て一般財源となっております。

続きまして、予算書144ページをお開きください。

い。ここからは道路新設改良費の御説明でございます。資料は説明資料⑥をあわせて御覧ください。令和6年度は13路線の道路改良及び舗装改修を計画しており、位置図と概要を記載しておりますので御確認ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、市道知野龍徳線改良事業におきまして2000万円を計上するものです。施工箇所は野村町舟戸地区で、14節工事請負費1963万7000円、16節土地購入費15万7000円、21節物件移転補償金として20万6000円を計上するものです。財源は、過疎対策事業債1990万円、一般財源10万円となっております。

続いて、市道平岩柳沢線改良事業において4400万円を計上しております。施工箇所は城川町遊子谷地区、14節工事請負費4400万円、計画延長54メーターのうち、令和5年度施工分24メーターについては完了しており、残りの30メーターとなっております。財源は、辺地対策事業債4400万円となっております。

続いて、市道1級路線7号線舗装事業において、14節工事請負費2550万円を計上しております。施工箇所は宇和町小野田地区で舗装改修延長420メーターを実施するものです。こちらは平成24年度から実施しておりますが、令和7年度で完了する見込みでございます。財源は、社会資本整備総合交付金1425万円、過疎対策事業債1060万円、一般財源65万円となっております。

続いて、市道脇宮崎線改良事業において、14節工事請負費2000万円を計上しております。施工箇所は明浜町俵津地区でございますが、国道378号、JAスタンド前から明浜地区グラウンドへ向かう市道改良でございますが、令和6年度改良予定延長は100メーターとなっております。全延長125メーターのうち、入り口付近の76メーターについては完成済みでございます。令和6年度を終了いたしますと残り49メーターが残るものとなっております。財源は、旧合併特例債1900万円、一般財源100万円となっております。

続いて、市道二及10号線改良事業において、12節委託料1210万円を計上するものでございます。令和4年度に市道改良工事と配水管布設替工事が完了し、令和5年度に建物事後調査を実施いたしました。そのうち工事に起因する損害が認められた建物についての補償算定業務を令和6年度

に予定しております。財源は、都市防災交付金500万円、一般財源710万円となっております。

続いて、市道古市宮田線改良事業において1950万円を計上するものでございます。施工箇所は、城川町土居地域づくり活動センターが開設され、センター利用者などの交通量が増加し、アクセス改善を行うため、市道改良50メーターを実施するものでございます。内訳は、14節工事請負費1740万円、21節支障移転補償金210万円でございます。財源は、都市防災交付金940万円、過疎対策事業債1010万円となっております。

続いて、市道平岩線改良事業において6050万円を計上するものでございます。こちらは、城川町平岩地区と泉川地区を結ぶ市道でございますが、県道が土砂崩れ等で通行止めになった場合、野井川地区が孤立するため、当路線を避難路として整備を行うものでございます。令和6年度は14節工事請負費5050万円を計上し、16節土地購入費500万円、21節補償金500万円の内訳となっております。財源は、都市防災交付金3000万円、過疎対策事業債3050万円、一般財源100万円となっております。

続いて、市道旧町地区63号線改良事業において1550万円を計上するものです。こちらは、宇和町下松葉地区の上池と下池の間を抜け、春日神社横で旧町地区71号線につながる路線でございますが、拡幅を行うことで中心部へのアクセス改善、さらに、大規模災害時の迂回路としての役割も期待できる路線でございます。令和6年度は14節工事請負費1130万円、21節物件補償金420万円、財源は、地方創生道整備推進交付金750万円、過疎対策事業債800万円となっております。

次に、市道津布理18号線改良事業において2000万円を計上するものでございます。本路線は、三瓶町津布理地区の県道宇和三瓶線を起点として、三瓶清流苑火葬場及び南予用水施設へつながる道路として利用されており、地域にとって重要な路線でございます。車両の離合が困難な状況であり、三瓶清流苑利用者や周辺農地所有者から早期の整備が要望されており、改良により利用者の安全及び利便性向上を図る目的で実施しております。令和5年度からの継続工事で、14節工事請負費2000万円を計上しております。全延長250メーターで、令和5年度に約70メーター、令

和6年度予定として120メーターを予定しております。全延長の完了は令和7年度を予定しております。財源は、過疎対策事業債2000万円となっております。

続いて、市道旧町地区277号線改良事業において5050万円を計上するものでございます。こちらは、宇和町伊賀上地区から林道成谷線へ接続し、吉田地域へのアクセス道にもなっております。国道56号線の災害時には迂回路としての機能が期待されております。平成30年災害時から一時休止しておりましたが、令和6年度から、地方創生道整備推進交付金を活用し整備を再開する予定でございます。内訳としましては、14節工事請負費4700万円、21節物件補償金として350万円となっております。財源は、地方創生道整備推進交付金2500万円、過疎対策事業債2550万円となっております。

続いて、市道荷刺大西鎌田西線改良事業において4050万円を計上するものでございます。こちらは、野村町大西地区と鎌田地区の集落間を結ぶ重要な路線でございますが、幅員が狭く見通しが悪い箇所が多いことから、令和6年度から地方創生道整備推進交付金を活用し約450メーターを整備する計画でございます。令和6年度の内訳としましては、14節工事請負費3850万円、16節土地購入費200万円となっております。財源は、地方創生道整備推進交付金2000万円、過疎対策事業債2550万円となっております。こちらの事業完了見込みは令和8年度を予定しております。

続きまして、市道下宇和地区20号線改良事業において、12節委託料1200万円を計上するものでございます。本路線は、宇和町皆田地区の岡組の集落内を抜ける市道でございますが、幅員が狭く消防車等の緊急車両が通行できない状況でございます。以前より早急に整備すべき路線としておりましたが、こちらも平成30年災害の影響で一時休止状態となっておりました。令和6年度から事業再開しております。令和6年度の内訳としましては、測量設計委託料1200万円を計上しております。測量延長は約230メーターとなっております。財源は、過疎対策事業債1200万円となっております。

続きまして、予算書は145ページをお開きください。

市道蔭之地杉の瀬線改良事業において、12節

委託料1050万円を計上しております。当路線は、県道野村城川線から今田地区を結ぶ重要な路線ですが、幅員がこちらも狭く離合箇所がないことから、以前より地方創生道整備推進交付金を活用し整備しておりました。こちらも、平成30年災害の影響で一時休止状態でしたが、令和6年度より整備を再開することとなりました。令和6年度の内訳は、測量設計委託料1050万円を計上しております。測量延長としましては約200メーターとなっております。財源内訳は、地方創生道整備推進交付金500万円、過疎対策事業債550万円となっております。

続きまして、ここからは橋梁新設改良費となります。予算書は145ページとなります。説明資料は⑦を御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、5目橋梁新設改良費、橋梁長寿命化修繕計画策定事業におきまして、12節委託料1億2100万円を計上するものでございます。本事業は、市道橋の5年に一度の法定点検と長寿命化修繕計画を策定する事業でございますが、令和6年度から三巡目の点検となっております。それとあわせて長寿命化修繕計画の改定となっております。橋梁点検191橋に8350万円、長寿命化修繕計画の改定に3750万円となっております。財源は、社会資本整備総合交付金(橋梁)7524万円、過疎対策事業債4570万円、一般財源が6万円となっております。

続いて、橋梁補修事業におきまして、14節工事請負費2900万円を計上するものでございます。資料は説明資料⑧を御覧ください。

こちらも同じく、社会資本整備総合交付金による補助事業でございます。令和6年度は4橋の補修工事を計上しております。財源は、社会資本整備総合交付金(橋梁)1755万6000円、過疎対策事業債1140万円、一般財源4万4000円となっております。

続きまして、橋梁新設・撤去事業におきまして、18節負担金4280万円を計上するものでございます。資料は説明資料⑨を御覧ください。

内容としましては、野村町の新石久保橋架け替えに係る架替事業負担金4000万円と、県への委託工事事務費280万円を県へ納付するものでございます。県が肱川河川整備にあわせて石久保橋橋梁工事を代行していただきます。現在の状況は、令和6年度から新石久保橋の下部工、橋台と橋脚

の部分でございますが、こちらの工事に着手できるよう準備を進めているとのことです。財源は、社会資本整備総合交付金（都市防災）2000万円、過疎対策事業債2000万円、一般財源280万円となっております。

続いて、予算書145、146ページをお開きください。

8款土木費、3項河川費、2目河川維持費、河川維持事業において1073万1000円を計上するものでございます。こちらは、各支所単位で河川維持修繕に係る工事請負費等、修繕料、重機借上料、草刈補助金等の経費となっております。財源は全て一般財源となっております。

続きまして、予算書146ページをお開きください。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、港湾施設維持管理事業におきまして130万2000円を計上するものでございます。こちらは、三瓶港港湾施設の維持修繕に係る修繕料、重機借上料、工事請負費、その他維持管理に必要な経費となっております。こちらも財源を全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は148ページをお開きください。資料は説明資料⑩を御覧ください。

8款土木費、5項都市計画費、5目都市再生整備計画事業費、野村地区都市再生整備計画事業において7016万円を計上するものでございます。こちらは、都市構造再編集中支援事業補助金により、野村地区の復興整備を推進するものでございます。内訳は、14節工事請負費で、交流広場施設整備工事として200万円、交流広場前駐車場工事として1600万円、市道山王線改良工事で500万円、16節市道昭和線の土地購入費として19万4000円、18節負担金は、県受託工事負担金として1070万円、地域づくり活動支援補助金として45万円、21節市道昭和線の物件補償金として3581万6000円を計上しております。財源としましては、都市構造再編集中支援事業補助金2678万円、過疎対策事業債4310万円、一般財源28万円となっております。

続いて、予算書149ページから151ページを御覧ください。説明資料は⑪を御覧ください。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、地域住宅交付金事業において3億4381万円を計上しております。主な内訳は、補助事業による14節

工事請負費で、一の瀬団地I棟及びJ棟の建築工事費と電気設備・機械設備工事費として3億1376万4000円、れんげ団地外壁改修工事（第1期）として1987万2000円、合計3億3363万6000円となっております。12節補助事業の委託料として、一の瀬団地改築工事I棟、J棟との監理委託料及び解体工事（第3期）設計委託料及び一の瀬団地改築工事H棟設計委託料として合計732万2000円。続いて、市単独費の委託料として、れんげ団地外壁改修工事（第1期）設計委託料として269万2000円となっております。財源は社会資本総合整備交付金（住宅管理）で1億493万9000円、公営住宅建設事業債1億5000万円、住宅使用料収入として7422万8000円、一般財源として1464万3000円となっております。

続きまして、危険空家除却事業は3553万9000円を計上しております。資料は説明資料⑫を御覧ください。

主な内訳は、18節危険空家除却事業補助金として3200万円、80万円掛ける40件とし、除却申請等問合せが多いため、昨年度より10件分を増額しております。また、老朽危険空家の瓦落下防止として防護ネット設置手数料、裁判所予納金、官報掲載料として11節手数料74万7000円、特定危険空家の代執行による除却費用として14節工事請負費264万2000円を計上しております。財源は、空き家対策総合支援事業補助金1325万円、県補助金640万円、一般財源1588万9000円となっております。

続きまして、空家対策計画策定管理事業は2082万7000円を計上しております。資料は説明資料⑬を御覧ください。

主な内訳は、人口減少対策として令和6年度から新たに実施する子育て世帯等空き家活用定住支援補助金として、18節補助金2000万円、こちらは200万円掛ける10件を計上しております。資料⑬の黄色の着色部が建設課所管分となっております。この事業は、西予市の人口減少対策として、子育て世帯及び若年夫婦世帯の住環境として、空き家を活用して本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家購入等に係る費用の一部に対し補助金を交付するものでございます。財源は一般財源となっております。

次に、小規模住宅地区等改良事業は6742万1000円を計上しております。説明資料は⑭を御

覧ください。

内訳は、野村地区公園管理棟駐車場及び野村地区公園管理施設整備の14節工事請負費6500万円、その他委託料や備品等に242万1000円となっております。財源は、社会資本整備総合交付金（小規模住宅地区改良）450万円、過疎対策事業債6190万円、一般財源102万1000円となっております。

次に、民間住宅等耐震化・改善促進事業でございます。こちらは2837万3000円を計上しております。資料は説明資料⑯を御覧ください。

内訳は、12節委託料として耐震診断技術者派遣127万5000円、18節補助金としまして2709万8000円、アスベスト調査補助、木造住宅耐震診断補助金、耐震改修工事補助、屋根台風改修工事補助及びブロック塀等安全対策補助となっております。こちらを計上して2709万8000円となっております。こちらは能登半島地震の影響による需要拡大を見越し、令和5年度と比較しまして約2000万円の増額となっております。財源は社会資本整備総合交付金1291万1000円、県補助金630万2000円、一般財源は916万円となっております。

最後に、予算書195ページをお開きください。

11款災害復旧費、6項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）におきまして、13節借上料200万円を計上するものでございます。こちらは、令和6年度におきまして、災害発生時における緊急に対応すべく重機借上料を計上しているものでございます。財源は全て一般財源となっております。

以上、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」建設課所管分の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時44分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時48分）

それでは、説明が終わりましたので、これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

予算書の141ページ、がけ崩れ防災対策事業7700万とありますけれども、令和6年度は大体何カ所ぐらいという予定があるんですか。それと

も金額だけ計上しておるんですか。

○宮本建設課長

御説明申し上げます。

令和6年度の予定箇所ですが、説明資料④のところで4カ所載せさせていただいております。当初の予定では4カ所とさせていただいております。

○中村委員

そうしますと、節の中で寄附金351万円とありますが、これは例えば県からの補助もあってでしょうけれども、事業費の何%というようなことで、以前聞いたときには15%ぐらいというふうに聞いておったんですが、これは事業費ベースですか、補助残ベースとかいろいろあろうと思うんですが、事業費ベースだったように思いますけれども、その辺もう1回お尋ねいたします。

○宮本建設課長

がけ防の受益者負担が事業費の15%となっております。あとは事業費の25%が市の負担となっております。

○中村委員

145ページの橋梁の長寿命化の関係で、今度、令和6年度は3回目の計画になるということですが、1回目、2回目あったわけですが、これはコンサルタントはどこが受注したんでしょうか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時52分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時52分）

○宮本建設課長

令和4年度、5年度の受注された業者につきましては、南海測量設計という業者になっております。

○中村委員

145ページに橋梁新設4280万というのがありますが、説明資料見ますと、橋台、両岸の赤になつたるのが、これ事業の対象の分だと思うんですけれども、これに対して4280万の橋梁新設の補助というように理解するわけすけれども、この石久保橋そのものは、もともと橋がここよりは上流にかかっておったと思うんですが、流されてはないんですけども、河川改修の関係で下流側へ移転すると聞いておりますが、幅員ですよね、この幅員というのはもとの現在かかっておる橋と比べて広くなつたのか、この数字がこれではどうなつるんかちょっとよく分からないんですけど。

どなんですか拡幅しとるんですかしてないんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 10 時 53 分)

○源委員長

再開を告げる。 (再開 午前 10 時 54 分)

○宮本建設課長

まず資料の説明なんですけども、中村委員先ほど赤いところが来年度とおっしゃいますが、赤いところが令和 5 年度分で、ちょっと見にくいくらいですけど、黄色くなつておるところが令和 6 年度の予算の対象となつております。

負担金の中には、工事費及び委託料とか、その辺とかも含まれてるんで、工事費だけの負担金ではないというところでございます。

それと、あと幅員なんですけども、現況が大体約 4 メーター程度あるんですが、それと同等の 4 の 5 といいまして、4 メーターの車道と 50、50 センチの歩道分で、全幅は 5 メーター、若干拡幅したような形になりますけど、かなり広がるというほどではないです。ほぼ同等の橋梁がかかってくるという形になつております。

○中村委員

これずっと上部工もまだ残つてくるということで、いろいろ工事費がたくさんかかるわけですけれども、もともとこれ河川改修で、河川側が改修することに伴つて橋梁の長さが足らないから場所もえてなつたわけですから、県工事の河川改修工事の補償工事ということで、幅員が変わらないとか、あるいは橋梁の等級が変わらんということであれば、これは市が負担する根拠はどこになるんですかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 10 時 56 分)

○源委員長

再開を告げる。 (再開 午前 10 時 59 分)

○宮本建設課長

負担金の質問でございますが、県と協議をした結果、このような負担割合となつております。

○源委員長

ほかに質疑はありますか。

○佐藤委員

民間住宅等耐震化・改善促進事業 2000 万円ほどの増額ということで、これ本当にすばらしい事業じゃないかなと思います。能登半島の地震とか

あってやっぱり市民の方々というのは相当不安ではないかと思うんです。その中で、この事業をやるために市民への周知方法とか、どういうふうな形で市民の方に、こういう事業ありますよというのをアピールされるかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 11 時 00 分)

○源委員長

再開を告げる。 (再開 午前 11 時 00 分)

○宮本建設課長

周知方法についてですけども、ホームページ及び西予市広報で周知予定でございます。西予市広報につきましては 5 月号に掲載予定でございます。

○源委員長

ほかに質疑はありますか。

○宇都宮委員

まず 1 点が、予算書 149 ページの空家対策計画策定管理事業についてなんですけれども、いただいてる説明資料、空き家バンクに登録されてる住宅ということで書かれてるんですけど、空き家バンクに登録されてる住宅に限るということになると思うんですけども、空き家バンク自体に登録が増えていかないとなかなかこの予算 10 件分上がってますけど、どうなのかなというところもあるんですけど、その辺り、空き家バンクに登録されている住宅に限られた理由と今後どうやって物件を増やしていくのか計画があれば御説明いただければと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 11 時 02 分)

○源委員長

再開を告げる。 (再開 午前 11 時 09 分)

○宮本建設課長

先ほどの御質問ですが、まずは、空き家バンクに登録していただいてから、それから購入等の検討をしていただいたらと思っております。

○宇都宮委員

子育て世帯等空き家活用定住支援補助金ということなんんですけど、その辺りの条件的なものを御説明いただけたらと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午前 11 時 10 分)

○源委員長

再開を告げる。 (再開 午前 11 時 16 分)

○宮本建設課長

条件としましては、子育て世帯、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯、あと、若年夫婦世帯、夫婦どちらかが39歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯でございます。

○源委員長

ほかにありませんか。

○中村委員

139ページの建設残土処理場管理事業 1055万3000円とありますが、これ参考図面つけてもらっておりますので、どういうことかもうちょっと詳しく説明願ったらと思うんですが。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時17分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前11時18分）

○宮本建設課長

阿下建設残土処理場でございますが、説明資料にありますとおり、赤く塗ってある部分が今予定しております国交省が入れさせてほしいと言われている部分になっております。残りの緑で囲ってある部分が西予市で計画してある受入れの箇所となっております。こちらの1055万3000円の内訳としましては緑で囲ってある部分についての経費になっております。

○中村委員

そうしますと国交省が入れるということのようですがれども、これはどこから何年計画で量的にどれぐらいのものを入れるというような計画が具体的にあるわけですか、当然あると思うんですけども。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時20分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前11時22分）

○宮本建設課長

先ほどの御質問ですが、平面図上赤く広く出させていただいておるんですけども、これが全部埋まってしまうというわけではなくて、この緑と赤全体で約11万2000立米ぐらい入るわけすけども、今回、国交省が予定されておる受入量が約8万となっております。それもあくまでも概算でありますて、そちらを優先して入れていくというわけではなくて、我々も事業がございますので、

まずは我々の事業が再最優先で入れさせていただいて、もしされでいっぱいになった場合は、国交省分をちょっと遠慮していただくというか、まずは、うちの事業優先という形でやらさせていただくという形になっております。

○中村委員

そしたら、分かりました。

それでしたら大体市の事業を優先ということであれば、別に問題は起こらんのかなと思いますので、引き続いて、143ページと139ページの中で、143ページの12節道路台帳補正事務委託料659万8000円と139ページの事業概要欄にあります道路地籍整備事業439万2000円、これなんか非常に似通った形のものが2つ予算が計上されておるんですけど、これはそれぞれどうすることをするのかなと思いましてね。道路台帳補正というのはよく分かるわけですけれども、一方でまた、道路地籍整備事業というのが、何となく二重計上のようなものが439万2000円上がったんですけども、このままで道路地籍整備事業というのは何をするんですか。どちらも道路の地籍の関係なんですねけれども。139ページの事業概要欄の…。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時25分）

〔勝手に発言しないよう委員長が委員及び説明員へ注意を行う〕

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前11時26分）

○宮本建設課長

先ほど御質問ありましたように、139ページの道路地籍整備事業と143ページの道路台帳補正委託の違いという御質問だと思うんですけども、139ページの道路地籍整備事業は、こちらはもともと監理用地でやっておった未登記路線等の修正、要はきちんと西予市に登記し直していくという整備事業でございます。あと、道路台帳補正といいますのは、我々が道路改良等を行って台帳を整備していくという内容でございまして、139ページのほうは、過去に終わってしまった分のずっと登記をせずに残しておいた分を遡ってやっていくという内容で、ちょっと似ているんですけども、その辺の違いで事業が分かれておるということでございます。

○中村委員

そうしますと、道路地籍整備事業、つまり過去

にやつたものの整理ですよということになると、これいつぐらいまでかかりそうなんですか。これ毎年400万ぐらいが10年かかるのか20年かかるのか。もうちょっと見通しが立ってないというのか、その辺おおよその期間というのは示せないのかなと思いまして。

○宮本建設課長

御指摘ありましたとおり未登記路線がかなり西予市でもございまして、うちの係で肅々と進めておるわけですけども、かなり路線数が多いのと、もう亡くなられてる方がかなりおられるということで、正直なかなか進んでいないというのが現状で、ちょっと何年先に完了しますということがなかなか言えない状況でございます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時29分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前11時30分）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」建設課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時31分）

【上下水道課】

○源委員長

それでは再開いたします。

ただいまより上下水道課所管分の議案の審査を行います。

まず、議案第20号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第21号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第22号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」関連がありますので、一括説明、一括質疑といたします。

当議案に対して紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第20号から議案第22号までにつきましては、上下水道料金の改定に伴い、水道料金及び農業集落排水処理施設、公共下水道の使用料を改定するほか、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものであります。

最初に、議案第20号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を御説明いたします。

水道法が改正され、水道整備管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴う引用条項の整理と水道事業及び簡易水道事業では、人口減少等により料金収入が減少、また、施設の老朽化による更新や耐震化に多額の費用が必要になっており、健全な経営と適正な維持管理を行う必要があることから、水道料金の改定を行い、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第1項、第45条第2項ただし書及び第54条第1号中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものとしております。別表第1

（1）水道事業の部中、基本料金、超過料金を次のように改めるものとしております。

具体的には、基本料金の口径13ミリ、5立方メートルまでを「660円」から「935円」に、5立方メートルを超え8立方メートルまでを「990円」から「1,265円」に、口径20ミリ、5立方メートルまでを「1,100円」から「1,375円」に、5立方メートルを超え8立方メートルまでを「1,650円」から「1,925円」に、口径25ミリ、5立方メートルまでを「1,650円」から「1,925円」に、5立方メートルを超え8立方メートルまでを「2,420円」から「2,695円」に、口径30ミリ、8立方メートルまでを「2,970円」から「3,245円」に、口径40ミリ、10立方メートルまでを「4,290円」から「4,565円」に、口径50ミリ、15立方メートルまでを「6,490円」から「6,765円」に、口径75ミリ、20立方メートルまでを「1万10円」から「1万285円」に改め、超過料金の字和を「220円」から「253円」に、野村を「165円」から「220円」に、三瓶を「170.5円」から「220円」に改め、臨時1立方メートル当たりの字和を「220円」から「253円」に、野村を「165円」から「220円」に、三瓶を

「330 円」から「440 円」に改め、備考（2）を削除しております。

別表第1（2）簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部、2野村町に属する地域の項を次のように改めるものとしております。

長谷簡易水道の 10 立方メートルまでの基本料金を「440 円」から「660 円」にし、超過料金を 1 立方メートル当たり「44 円」から「66 円」に改めております。また、上水道へ統合する河成飲料水供給施設を削除しております。

附則として、施行期日、1. この条例は令和6年4月1日から施行する。経過措置、2. この条例の施行日前から継続して供給している水道事業の水道の使用で、施行日から令和6年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、この条例による改正後の西予市給水条例別表第1（1）水道事業の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

4. この条例による改正後の西予市給水条例別表第1（2）簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の規定は、令和6年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例によるとしております。

続きまして、議案第21号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

上下水道料金改定に伴いまして、農業集落排水処理施設使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、別表中、「基本料金」を「基本使用料」に、一般用1世帯当たり「1,570 円」を「1,584 円」に、営業用1事業事務所当たり「5,230 円」を「5,236 円」に、集会所等の公共施設1施設あたり「1,040 円」を「1,056 円」に、

人員割料「360 円」を「374 円」に改めております。

附則としまして、施行期日、1. この条例は令和6年4月1日から施行する。

経過措置、2. この条例による改正後の西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例別表の規定は、令和6年4月使用月以降の使用料から適用し、令和6年3月使用月までの使用料については、なお従前の例によるとしております。

続きまして、議案第22号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

上下水道料金改定に伴いまして、公共下水道使用料を改定するため本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、第19条第1項ただし書を削除します。

別表一般の項中、基本使用料「715 円」を「825 円」に、従量使用料、8立方メートルを超え20立方メートルまで「154 円」を「176 円」に、20立方メートルを超えるもの「165 円」を「187 円」に改めております。

附則としまして、施行期日、1. この条例は令和6年4月1日から施行する。

経過措置、2. この条例の施行日以前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日から令和6年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については、この条例による改正後の西予市公共下水道条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とするとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いを申し上

げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本3議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○和気委員

住民説明会の資料を見せてもらって、僕は説明会にちょうど入院しとて行けれんかったんやけど、よく見ると有収率がね、いわゆる漏水、捨てとるやつよね、かなり多いと。それも29年度からたったたつと右肩下がりに下がってると。何かこれ特別管の耐用年数が過ぎたとか、特別な原因、それから、一つの給水区域とかあるんですか。

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますが、確かに28年以降右肩下がりで漏水が増えているという状況ではございます。特に老朽管路の漏水というのが大分増えておりまして、宇和給水区におきましても、今年になりまして漏水の修繕を行っておるところです。今年の修繕におきましては、日量1,000トンほどの水量を抑えることができたんですけども、これからもそういう老朽管の修繕はしていかなきやいけないなということで考えております。

○和気委員

これから対策としてどれぐらい抑えていくつもりですか。料金を値上げするというあれが出て、これだけ下がるってのは僕ちょっと問題があると思うんやけどな。

○紙崎上下水道課長

どれほどの目標でと言われるとなかなか目標値はあれなんですけども、毎年漏水が分かって今まで修繕をするということをしましたんすけれども、今年は漏水の調査を業者に頼みまして、そこで漏水を止めてきたという形になっております。今後も漏水の調査をしっかりして、漏水については修繕をしていきたいと考えております。

○和気委員

類似団体と比べても10ポイントぐらい少ないよね、これちょっと古い資料じやけど。それでもここに書いとることはそれほどよそと比べて悪くないというんじやけど、僕が見たらかなり悪いと思うんじやけど、そこの捉え方いうんかな、計画的に有収率を上げていくというふうな対策がしっかりとられておるのかどうかということを一番聞

きたかったんやけど。漏水の調査は、今まで専門会社ではなかったの。自分たちでやりよったん。

○紙崎上下水道課長

専門業者ではなく、漏水が発見した場合の修繕とか、そういう形で今までしてきました。

○和気委員

でもすごい、すごい…。

○源委員長

発言は許可を得てお願いします。

○和気委員

ずっと、これ改善しよるんじやなくて、年々有収率が下がりよるというような感じやけん、もうちょっとここを徹底してやらんかったらね、やっぱり一般の住民の人に対して値上げするという説明もなかなか難しくなってくるんじやなかろうかという気がします。

○紙崎上下水道課長

漏水調査業者へお願いしまして漏水の対策もするんですけども、料金を改定いたしまして、そのあとは、古い老朽管の耐震化も順次図っていくという計画であります。

○和気委員

大体僕の言いたいこと分かったと思うんで、要するに料金上げてもその分も捨てていかないけど、このままではということで、やっぱり対策をしっかりやってほしいということ。以上です。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

47ページの資料を見ますと、要するに上水道と下に長谷、河成とかこういうところが何ヵ所かありますけども、これなんで一緒に共連れてこの簡易水道、ここだけ変更になるんですかね。宇和にも簡易水道はあるんじやないかと思うんですが。

こういうことも含めても、これは料金改定に係る審議会で、答申どおり実行されようとしておるのかどうか、その辺も含めて説明願ったらと思うんですが。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時19分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後1時27分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますけれども、水道料金の改定につきましては、答申案等に準じまし

て改定をさせていただいております。その上で簡易水道につきましては、各簡易水道組合にも料金改定の問合せをいたしまして、その中で長谷簡易水道については改定をしたいということで連絡がありましたので改定をするものでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。採決については議案ごとに行いますのでお願いします。

まず、議案第 20 号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手多数により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 21 号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 22 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 29 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 30 分)

続きまして、議案第 23 号「西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

紙崎課長より説明を願います。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第 23 号「西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

今回の改正は、野村町の河成飲料水供給施設の給水対象であった区域を水道事業に統合することから、給水区域に予子林地区を追加するほか、地方自治法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例第 5 条中、第 243 条の 2 の 2 第 8 項を第 243 条の 2 の 8 第 8 項に改め、別表中、「及び坂石」を「、予子林及び坂石」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 32 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 35 分)

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 23 号「西予市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 36 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 36 分)

続きまして、議案第 24 号「愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 24 号「愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

今回の改正は、水道事業に統合することとなる

野村町の河成飲料水供給施設を廃止することのか、給水区域内の人口減少により、施設の維持管理に支障を来している城川町の新屋敷簡易給水施設を近接する串屋簡易給水施設へ統合するため廃止をすることとして、本条例の一部を改正するものであります。

本条例の別表2野村町に属する地域の部河成飲料水供給施設の項を削除し、同表3城川町に属する地域(2)の部新屋敷簡易給水施設の項を削除することとしております。

附則としまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号「愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第25号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第25号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の成立によります水道法の改正により、水道整備管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境

大臣に移管されることに伴いまして、関係する本条例の一部を改正するものであります。

本条例の第4条第1項第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めることとしております。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

これは厚生省から国土交通大臣にこういう法律上移管替えになったということですから、あまり関係はないかもしれません、参考までにお尋ねするのは、この西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例というのがあるわけですけれども、こういう条例を定めて資格基準を西予市として定めておるわけですけれども、こういう資格基準に該当する職員というのは何人ぐらいおられるですかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時42分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時44分)

○紙崎上下水道課長

水道技術管理者の資格基準についてですけれども、水道課の中で10年間勤務していただけましたら、水道技術の基準を満たすという形にもなりますけども、それとあと技術管理の講習を受けた者になります。現在の水道課の中で約6名います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号「西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 45 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 55 分）

ただいまより議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」及び議案第 47 号「令和 6 年度西予市水道事業会計予算」に関して、関連がありますので一括説明及び一括質疑といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第 47 号「令和 6 年度西予市水道事業会計予算」につきましては、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

水道事業会計の予算につきましては、市内の明浜、宇和、野村、三瓶地区の上水道給水区域、給水戸数 1 万 5250 戸の皆様への給水事業に関する予算となっております。

総則につきましては、本会議の提案理由において説明をいたしておりますので割愛をさせていただき、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について事項別明細書で御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の 30 ページをお開きください。

収益的収支につきましては、1 款水道事業収益、1 項営業収益では、1 目給水収益、1 節水道料金 7 億 730 万円を予定しております。3 目その他の営業収益、1 節材料売却収益から 4 節雑収益を合わせて 814 万 7000 円とし、営業収益全体では 7 億 1544 万 7000 円を予定しております。

2 項営業外収益では、1 目受取利息及び配当金、1 節預金利息 7 万 9000 円、2 目 1 節水道加入金 396 万円。

31 ページをお開きください。

3 目補助金、1 節一般会計補助金を 628 万 8000 円予定しております。6 目 1 節長期前受金戻入 5836 万 7000 円、8 目雑収益、2 節その他雑収益、下水道料金併徴収受託費など 731 万 6000 円、営業外収益全体では 7601 万円を予定しております。

す。

3 項特別利益では、2 目 1 節過年度損益修正益として 4 万円を予定しております。

続きまして、収益的支出の詳細について御説明を申し上げます。

32 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用では 7 億 3126 万 5000 円を計上しております。内訳としまして、1 目原水及び浄水費 1 億 7416 万円、主なものとしましては、18 節委託料、膜モジュール洗浄委託料、高圧電気管理委託料など 1411 万 7000 円、25 節動力費、電力料金 4730 万円。

33 ページをお開きください。

33 節受水費 6824 万円、34 節工事請負費 1632 万 4000 円などあります。

2 目配水及び給水費 1 億 2874 万円、主なものとしましては、18 節委託料、量水器取替委託料、水道管路図補正委託料など 2498 万 1000 円であります。

34 ページをお開きください。

21 節修繕費、給配水管修繕費や量水器修繕費など 3021 万 1000 円、25 節動力費、電力料金 4840 万円、27 節材料費 1130 万円などあります。

4 目総係費 1 億 3010 万 8000 円、この総係費は経常的、事務的経費が主なものとなります。職員及び会計年度任用職員の人事費、1 節給料から、35 ページ、6 節法定福利費引当金繰入額までの 1 億 771 万 8000 円を計上しております。18 節委託料、検針委託料、機器保守料など 1190 万円を計上しております。

37 ページをお開きください。

5 目減価償却費 2 億 9764 万 6000 円、1 節有形固定資産減価償却費、構築物・機械及び装置減価償却費などでございます。6 目資産減耗費 58 万 1000 円、1 節固定資産除却費、2 節たな卸資産減耗費であります。7 目その他営業費用 3 万円、1 節材料売却原価であります。

2 項営業外費用では 4429 万円を計上しております。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2329 万円、1 節企業債利息、財務省などへの償還利息であります。4 目 1 節消費税及び地方消費税 2100 万円、本則課税でございます。

38 ページをお開きください。

3 項特別損失では、4 目 1 節過年度損益修正損 56 万 2000 円を計上しております。

39 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1 款資本的収入、1 項負担金では 650 万円を予定しております。1 目工事負担金、3 節配水管移設工事負担金 550 万円、配水管移設工事補償金であります。2 目 1 節他会計負担金 100 万円、消火栓設置に係る一般会計からの工事負担金でございます。

2 項企業債では 1 億 7800 万円を予定しております。上水道事業債を明浜給水区域の水道施設監視システム設置事業及び国道 378 号送配水管布設替工事、三瓶給水区域の津布理浄水場水源池ポンプ設備工事の財源として予定をしております。

3 項補助金では 1669 万 2000 円を予定しております。3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金で、内訳につきましては、企業債元金償還補助であります。

5 項 1 節補償金 3311 万円を予定しております。これにつきましては、野村大橋仮設配水管の県の補償金となっております。

40 ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1 款資本的支出、1 項建設改良費では 3 億 9548 万 4000 円を計上しております。1 目送配水等施設費、18 節委託料 4697 万円、34 節工事請負費 3 億 4851 万 4000 円でございます。

令和 6 年度の市の主な事業といたしましては、1 ページをお開きいただいたらと思います。

総則第 2 条の 4 号に記載しております宇和給水区域山田地区配水管布設替工事 2486 万円、明浜給水区域国道 378 号送配水管布設替事業 4056 万 8000 円、野村給水区域野村大橋配水管仮設工事 2464 万円、三瓶給水区域の津布理浄水場整備事業 1 億 3209 万 9000 円などでございます。

再度 40 ページをお開きください。

2 項 1 目企業債償還金、1 節企業債元金 1 億 1541 万 5000 円、財務省及び地方公共団体金融機構への償還でございます。

41 ページをお開きください。

1 項 1 節たな卸資産購入限度額 550 万円、貯蔵材料、貯蔵量水器を計上しております。

最後に一般会計予算書の 108 ページをお開きください。

4 款衛生費、4 項 1 目水道費、18 節負担金補助及び交付金、水道事業会計負担金 2743 万 5000 円を計上しております。この負担金につきましては、

水道事業会計予算書の収益的収入における一般会計負担金 445 万 5000 円、一般会計補助金 628 万 8000 円、資本的収入における一般会計補助金 1669 万 2000 円の合計額でございます。水道事業会計予算のうち、児童手当、消火栓修繕費、企業債元利償還費、建設改良費等で受入れ充当することとしております。また、南予水道企業団の災害復旧事業負担金については、18 節負担金補助及び交付金、南予水道企業団負担金 1403 万 4000 円を計上しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 08 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 09 分）

これより本 2 議案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

先ほどの説明の中で、野村大橋に架設されておる水道管移設工事の金額というような説明が、39 ページに 550 万工事補償金、それから次の 40 ページにも建設改良費の中に 4697 万と、こういうところに含まれるとるんかなと思うんですけれども、そもそも野村大橋を架け替えないかんのは、災害をもとにして、河川管理者である県が必要性に応じて橋を架け替えるわけですので、そこへ添架して許可をもらっておる水道管に対して、市が移設するから、補償金というかそういう工事費を負担するというのは一見もつともなように見えて、それは極めておかしい話のように思うんですよね。そこら辺の整理はどういうようになるんですかね。

原因者が補償するのが当たり前の話で、県が補償工事として水道管の移設、そして前後の取り合わせも含めて原因者が負担するというのが常識的な話だと思うし、そうなつると思うんですよ、そういう取扱いがですね。道路管理者として、道路、その附属物である附属物ではないけれども、橋梁ですね、橋梁に添架しておるのも許可をもらって添架しとるわけですから、県の都合で除けてくれという権利はちょっと一方的過ぎると思うんでね。その辺はどういう整理の仕方になつとるのか説明願ったらと思うんですが。

○紙崎上下水道課長

この工事につきましては、県の河川改修に伴いまして野村大橋の架け替えという事業でございます。その中で当然、道路の占用、河川の占用も全部出しておりますけれども、その中で橋の架け替えに伴って水道管も付け替えるということで、その費用につきましては全額補償金という形で出していただけたという話になっております。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 12 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 13 分）

質疑はありませんか。

○和気委員

営業外収益いうのが 2 つか 3 つ出てきたんやけど、これどういうふうな収益なんですか？ 31 ページと 37 ページか、何を売ったんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 14 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 16 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問の営業外収益でございますけれども、その中で、主なものといたしましては、長期前受金戻入 5836 万 7000 円がございますけれども、これにつきましては、減価償却費見合い分の収益化ということでございます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 17 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 17 分）

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

一般会計の 108 ページの節の区分を見ますと、ちょっとこの中に見当たらないのでお尋ねするんですけども、今のような異常気象になって、水がたまたま昨年は渇水ではあったんですけど、節水とか減圧したとかいうようなことはなかったようですねけれども、非常にこれから気象のぶれ幅が大きくなって干ばつなんかがまた毎年のように繰り返されるんですけども、そういう場合に、よその市や町でやっておるような節水に関する節水ポンプといいますか、風呂ポンプとか、要するに水を節約して使う、雨水をためるタンクに対して補助するとか、バスポンプといいますか風呂水を活用するようなポンプに対して助成するとか節水

型のまちづくりをすることによって、水道料金には減収になるかもしれませんけれども、そういう意識を市民に持ってもらって、何がしかを補助するというような制度の創設なんかはできないもんでしょうかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 19 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 25 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの質問でございますけれども、節水機器に対する補助ということでございますが、上下水道では、今のところ節水機器に対する補助というものはしておりません。それもなんですけれども、今、漏水等の有効率が下がっておりますけれども、そこら辺を今後とも改善をしていき節水機器の補助に代えたいと思っておりますので、節水機器の補助よりも漏水の対応に力を入れていきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

続きまして、議案第 48 号「令和 6 年度西予市簡易水道事業会計予算」並びに議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち、関連がありますので一括説明、一括質疑といたします。

紙崎課長より説明を願います。

○紙崎上下水道課長

議案第 48 号「令和 6 年度西予市簡易水道事業会計予算」につきましては、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので一括して御説明申し上げます。

簡易水道事業の予算につきましては、市内の宇和、野村、城川地区の給水人口 101 人から 5,000 人までの簡易水道事業 33 事業、給水戸数 2,270 戸を対象とした事業予算となっております。

総則につきましては、本会議の提案理由において説明をいたしておりますので割愛させていただき、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について事項別明細書で御説明申し上げます。

公営企業会計予算書の 70 ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1 款簡易水道事業収益、1 項営業収益では 6400 万 2000 円を予定しております。1 目給水収益、1 節水道料金 5428 万円、3 目その他の営業収益、2 節他会計負担金、一般会計負担金、消火栓維持管理負担金から 4 節雑収益まで合わせて 972 万 2000 円であります。

2 項営業外収益では 6794 万 2000 円を予定しております。1 目受取利息及び配当金、1 節預金利息 1 万 6000 円、2 目 1 節水道加入金 14 万 3000 円、3 目 1 節他会計補助金、一般会計補助金、人件費や修繕などの補助金 2768 万 2000 円、6 目 1 節長期前受金戻入 4010 万 1000 円を予定しております。

71 ページをお開きください。

3 項特別利益では、2 目 1 節過年度損益修正益 3 万円を予定しております。

72 ページをお開きください。

収益的支出につきましては、1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用では 1 億 3532 万 5000 円を計上しております。1 目原水及び浄水費 1652 万 3000 円、主なものとしては、21 節修繕費 664 万 9000 円、32 節負担金、南予水質検査協議会負担金 565 万 3000 円などであります。

73 ページをお開きください。

2 目配水及び給水費 1686 万 1000 円、主なものとしては、21 節修繕費、給配水管修繕費など 1062 万円でございます。

74 ページをお開きください。

4 目総係費 5102 万 8000 円、主なものとして、1 節給料から 6 節法定福利費引当金繰入額までの人件費 2190 万 3000 円、18 節委託料、施設の維持管理委託料など 2801 万 7000 円でございます。

76 ページをお開きください。

5 目減価償却費、1 節有形固定資産減価償却費 4991 万 3000 円、構築物減価償却費などでございます。6 目資産減耗費、1 節固定資産除却費 100 万円であります。

2 項営業外費用では 371 万 9000 円を計上しております。1 目支払利息及び企業債取扱諸費、1 節企業債利息 75 万 4000 円、財務省などへの償還金であります。3 目 1 節消費税及び地方消費税 296 万 5000 円、本則課税であります。

3 項特別損失では、4 目 1 節過年度損益修正損として 3 万円を計上しております。

78 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1 款資本的収入、

3 項補助金、3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金、企業債元金償還補助金 950 万 3000 円を予定しております。

79 ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目送配水等施設費、34 節工事請負費 738 万 9000 円を計上しております。

2 項 1 目企業債償還金、1 節企業債元金 1280 万 8000 円を計上しております。

80 ページをお開きください。

貯蔵品につきましては、1 款 1 項 1 目 1 節たな卸資産購入限度額 30 万円、貯蔵材料を計上しております。

ここで一般会計予算書の 108 ページをお開きください。

4 款衛生費、4 項 1 目水道費、18 節負担金補助及び交付金、簡易水道事業会計負担金 3873 万 3000 円を計上しております。この負担金につきましては、簡易水道事業会計予算書の収益的収入における一般会計負担金 154 万 8000 円、一般会計補助金 2768 万 2000 円、資本的収入における一般会計補助金 950 万 3000 円の合計額であり、簡易水道事業会計予算のうち、元利償還金、人件費、修繕費、滅菌機高料金対策、消火栓維持管理費などで受入れ、充当することとしております。

水道事業では最後となりますけれども、給水人口 100 人以下の県条例水道等 63 事業、給水戸数 656 戸を対象にした事業予算について御説明申し上げます。

一般会計予算書の 108 ページを御覧ください。

支出につきましては、4 款衛生費、4 項 1 目水道費、県条例水道等維持管理事業 1487 万 9000 円を計上しております。維持管理事業の主なものは、10 節需用費の修繕料、施設の修繕などで 393 万 7000 円、12 節委託料、施設設備管理委託料などで 530 万 2000 円であります。

196 ページをお開きください。

12 款 1 項公債費では、1 目元金及び 2 目利子のそれぞれ 22 節償還金利子及び割引料、償還元金及び償還利息を合わせて 278 万 4000 円を計上しております。

198 ページをお開きください。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、県条例水道等基金事業として 460 万 3000 円を積み立てることしております。これは県条例水道事業の円滑な

運営に要する経費の財源に充てるためでございます。

収入につきましては、17 ページをお開きください。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目衛生費分担金、1 節水道費分担金、県条例水道等整備事業費分担金 262 万 1000 円を予定しております。

19 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料、2 節水道使用料 825 万 4000 円を計上しております。

続きまして、34 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子 3,000 円、県条例水道等基金利子を計上しております。

37 ページをお開きください。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、39 目県条例水道等基金繰入金 255 万円。

38 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 3 億 460 万円のうち、県条例水道繰越金を 460 万円計上しております。

42 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項 4 目雜入、4 節衛生費雜入、その他雜入 95 万 6000 円のうち、県条例水道雜入として 35 万 6000 円を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本 2 議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

公営企業会計の予算書 79 ページの工事請負費の分なんですが、これはどこのどういった工事の金額なんでしょうか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 40 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 50 分）

○紙崎上下水道課長

工事費でございますけれども、給配水管布設替事業として宇和地区、野村地区 330 万円を予定しております。また、中筋地区監視設備整備事業が

408 万 9000 円を予定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

続きまして、議案第 49 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計予算」並びに議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」について、関連がありますので一括で説明及び質疑といたします。

紙崎課長より説明を願います。

○紙崎上下水道課長

議案第 49 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計予算」につきましては、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分と関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

公共下水道事業の予算につきましては、市内の宇和・野村地区の公共下水道及び農業集落排水、宇和地区の公共浄化槽使用者 1 万 3542 人の皆様を対象にした施設管理事業及び今後の公共下水道の施設整備事業に関する予算でございます。

総則につきましては、本会議の提案理由において御説明しておりますので割愛をさせていただき、セグメントごとの収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について、事項別明細書で御説明を申し上げます。

初めに、公共下水道事業について御説明いたします。公共下水道事業は、宇和処理区と野村処理区の事業となります。

公営企業会計予算書の 121 ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1 款下水道事業収益、1 項営業収益では、1 目 1 節下水道使用料 1 億 372 万 8000 円。9 目その他営業収益、1 節手数料と 3 節雜収益合わせて 3 万 8000 円とし、合計 1 億 3076 万 6000 円を予定しております。

2 項営業外収益では、1 目受取利息及び配当金、1 節預金利息 4,000 円。2 目他会計負担金、1 節一般会計負担金、分流式下水道等に要する経費など 1 億 6616 万円を計上しております。3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金、経営基盤強化 1854 万 6000 円。5 目 1 節長期前受金戻入 1 億 4342 万 3000 円。8 目雜収益、4 節延滞金と 9 節その他雜収益を合わせまして 19 万 5000 円、合計で 3 億

2832万8000円を予定しております。

122ページをお開きください。

3項特別利益では、2目1節過年度損益修正益として2万円を予定しております。

続きまして、収益的支出について御説明を申し上げます。

123ページをお開きください。

1款下水道事業費用、1項営業費用では4億8760万7000円を計上しております。1目管渠費2850万9000円、主なものとしまして、15節光熱水費431万2000円、19節委託料624万円、中継ポンプ施設維持管理委託料などです。22節修繕費1513万4000円。3目処理場費1億6159万8000円、主なものとしましては、15節光熱水費1817万8000円、電気代などでございます。

124ページをお開きください。

19節委託料5951万2000円、処理場維持管理委託料及び汚泥運搬・処分委託料などでございます。22節修繕費7411万6000円、処理場施設の修繕等であります。4目総係費2960万2000円、主なものとしましては、1節給料から125ページの7節法定福利費引当金繰入額まで的人件費1881万6000円、19節委託料、下水道使用料徴収事務委託料などで753万3000円でございます。

126ページをお開きください。

6目減価償却費、44節有形固定資産減価償却費2億6789万8000円であります。

2項営業外費用では3762万9000円を計上しております。1目支払利息及び企業債取扱諸費、50節企業債利息3262万9000円、財務省などへの償還利息。2目54節消費税及び地方消費税500万円を計上しております。

3項特別損失では、4目62節過年度損益修正損2万円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

127ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1款資本的収入、1項企業債、1目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債、下水道事業債及び過疎対策事業債5900万円。2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金1億1811万7000円。3項補助金、1目1節国庫補助金4300万円。4項分担金及び負担金、2目1節受益者負担金784万2000円を予定しております。

128ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費では1億5558万3000円を計上しております。1目管渠整備事業費1億3600万円、内訳は19節委託料、設計委託などで2800万円、29節補償金、下水道工事に伴う水管布設替工事補償金550万円、32節工事請負費、管渠整備費1億250万円でございます。6目建設改良事務費1958万3000円、主なものとしましては、職員の人事費として1節給料から6節法定福利費までの合計1653万8000円、21節賃借料、積算システム賃借料302万2000円などでございます。

129ページをお開きください。

2項1目76節企業債償還金1億8807万1000円を計上しております。財務省などの償還金でございます。

ここで一般会計予算書の147ページをお開きください。

8款土木費、5項都市計画費、2目公共下水道費、23節投資及び出資金では1億1811万7000円を計上しております。資本的収入における一般会計出資金1億1811万7000円と同額を計上しております。18節負担金補助及び交付金では、公共下水道事業会計負担金として1億8470万6000円を計上しております。収益的収入における一般会計負担金1億6616万円及び一般会計補助金1854万6000円の合計額と同額の計上をしております。

次に、農業集落排水事業について御説明をいたします。農業集落排水事業は、宇和の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間の7地区と野村の長谷、岡成、阿下の3地区の事業でございます。

それでは公営企業会計予算書の131ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目1節下水道使用料9930万5000円を予定しております。

2項営業外収益では、2目他会計負担金、1節一般会計負担金、分流式下水道等に要する経費など1億2715万3000円。3目他会計補助金、1節一般会計補助金、経営基盤強化1566万円。4目補助金、1節国庫補助金3700万円。5目1節長期前受金戻入1億4407万6000円、合計3億2388万9000円を予定しております。

3 項特別利益では、2 目 1 節過年度損益修正益として 1 万円を予定しております。

続きまして、収益的支出について御説明申し上げます。

132 ページをお開きください。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用では 4 億 7034 万 9000 円を計上しております。1 目管渠費 4648 万 2000 円、主なものとしましては、15 節光熱水費 863 万 9000 円、電気代でございます。19 節委託料 1699 万 6000 円、中継ポンプ施設維持管理委託費、22 節修繕費 1988 万 8000 円、マンホールポンプ等の修繕でございます。3 目処理場費 1 億 2621 万 3000 円、主なものとしましては、15 節光熱水費 2676 万円、電気代等でございます。19 節委託料 5718 万 3000 円、処理場維持管理委託料及び汚泥運搬・処分委託料などでございます。

133 ページをお開きください。

22 節修繕費 3254 万 9000 円、処理場施設修繕等でございます。4 目総係費 5590 万 8000 円、主なものとしましては、1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額までの人件費 1571 万 3000 円。

134 ページをお開きください。

19 節委託料 3836 万 4000 円などでございます。

6 目減価償却費、44 節有形固定資産減価償却費 2 億 4174 万 6000 円でございます。

135 ページをお開きください。

2 項営業外費用では 2453 万 5000 円を計上しております。1 目支払利息及び企業債取扱諸費、50 節企業債利息 1953 万 5000 円、財務省、地方公共団体金融機関などへの償還利息。2 目 54 節消費税及び地方消費税 500 万円を計上しております。

3 項特別損失では、4 目 62 節過年度損益修正損 1 万円を計上しております。

136 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

資本的収入につきましては、1 款資本的収入、2 項出資金では、1 目他会計出資金、1 節一般会計出資金 4913 万円。4 項負担金及び分担金では、1 目他会計負担金、1 節一般会計負担金、緊急下水道整備特定事業に要する経費として起債の元金償還補助及び 2 目受益者負担金及び分担金を合わせて 3984 万 3000 円を予定しております。

137 ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1 款資本的支出、

2 項 1 目 76 節企業債償還金 1 億 2405 万 7000 円を計上しております。財務省、地方公共団体金融機関などへの償還金でございます。

一般会計予算書の 114 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、18 節負担金補助及び交付金、農業集落排水事業会計負担金 1 億 8165 万 6000 円を計上しております。収益的収入における一般会計負担金 1 億 2715 万 3000 円及び一般会計補助金 1566 万円、資本的収入における一般会計負担金 3884 万 3000 円の合計額を計上しております。

115 ページをお開きください。

23 節投資及び出資金 4924 万 2000 円のうち 4913 万円が農業集落排水事業への投資及び出資金でございます。農業集落排水事業の資本的収入における一般会計出資金 4913 万円と同額を計上しております。

次に、公共浄化槽等整備推進事業につきまして御説明申し上げます。明間地区の倉谷及び板ヶ谷の 21 戸に対する事業でございます。両地区は明間との距離があるため費用対効果の関係で農業集落排水を整備する代わりに公共浄化槽を整備しております。

それでは公営企業会計予算書の 139 ページをお開きください。

収益的収入につきましては、1 款下水道事業収益、1 項営業収益では、1 目 1 節下水道使用料、公共浄化槽使用料として 49 万 6000 円を計上しております。

2 項営業外収益では、2 目他会計負担金、1 節一般会計負担金、分流式下水道等に要する経費 37 万 4000 円。3 目他会計補助金、1 節一般会計補助金、経営基盤強化 161 万 8000 円。5 目 1 節長期前受金戻入 27 万 7000 円、合計 226 万 9000 円を予定しております。

続きまして、収益的支出について御説明申し上げます。

140 ページをお開きください。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用では 220 万 6000 円を計上しております。4 目総係費 2 万 5000 円。5 目浄化槽費 159 万 3000 円、20 節手数料、汲取り手数料など。6 目減価償却費 58 万 8000 円、44 節有形固定資産減価償却費、機械及び装置減価償却費でございます。

2 項営業外費用では 16 万 6000 円を計上してお

ります。1目支払利息及び企業債取扱諸費、50節企業債利息、財務省等への償還利息でございます。2目54節消費税及び地方消費税10万円を計上しております。

141ページをお開きください。

資本的収入につきましては、1款資本的収入、2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金11万2000円を予定しております。

142ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、2項1目76節企業債償還金18万7000円を計上しております。財務省などへの償還金であります。

一般会計予算書の114ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、18節負担金補助及び交付金、公共浄化槽整備推進事業会計負担金199万2000円。収益的収入における一般会計負担金37万4000円及び一般会計補助金161万8000円の合計額を計上しております。23節投資及び出資金4924万2000円につきましては、農業集落排水事業の資本的収入における一般会計出資金4913万円と公共浄化槽整備促進事業の資本的収入における一般会計出資金11万円2000円の合計額を計上しております。

次に、下水道関連で一般会計に予算計上されております事業につきまして御説明を申し上げます。

一般会計予算書149ページをお開きください。

8款土木費、5項都市計画費、7目雨水公共下水道事業費3億600万円を計上しております。内訳としましては、12節委託料、測量・設計委託料などで200万円、14節工事請負費3億400万円でございます。三瓶町安土地区において、県立宇和高等学校三瓶分校付近から上流へ向けて地中に排水管を設置するトンネル工法による工事を行う予定しております。

財源といたしまして、歳入について御説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費国庫補助金2億1995万6000円のうち、社会資本整備総合交付金（下水道）（防災・安全交付金）として1億2800万円を予定しております。

46ページをお開きください。

21款1項市債、5目土木債、7節都市計画債1億7110万円のうち、三瓶地区雨水公共下水道事業

1億2800万円を予定しております。

下水道関連予算の最後となりますけれども、浄化槽関係の予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の101ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金、30基分の浄化槽設置整備補助金1122万円を計上しております。

財源といたしまして、26ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金561万円を予定しております。

30ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費県補助金、小型合併処理浄化槽設置整備事業費県補助金170万8000円を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本2議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

企業会計の124ページ、汚泥処分、これは公共下水、それから農業集落もそれぞれあると思うんですが、令和5年度は汚泥処分なんかはどこへ委託されるとなんですかね。それで皆どこへ持つて行きよるのか。その辺、この金額も合計するとそこそこの金額になっとるんですけども。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時18分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後3時19分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますが、農業集落排水につきましては、大洲市の西田興産へ搬出をしております。公共下水でございますが、四国中央市のE-システムという業者がございますが、そちらへ搬出をしております。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時20分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後3時25分）

○紙崎上下水道課長

先ほどの運搬業者でございますけれども、宇和のコンデンスという会社が農業集落排水の永長、神野久地区を除く集落排水については、脱水をした上で大洲の西田興産へ運んでおります。公共でございますけれども、四国中央のE-システムまでは滝野産業で運搬をしていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

三瓶の下水道の関係で、一般会計予算の 26 ページの都市計画費国庫補助金、社会资本整備総合交付金（都市防災）と（下水道）で 6376 万 2000 円という金額が交付金として入っておりますが、これは事業費に対して補助率的にはどの程度になっておるんですか。

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますけれども、社会资本整備事業総合交付金（下水道）の分につきましては 1 億 2800 万が補助金でございますが、この部分につきましては補助率 2 分の 1 でございます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 28 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 30 分）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

4 議案について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」上下水道課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 47 号「令和 6 年度西予市水道事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 48 号「令和 6 年度西予市簡易水道事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

最後に、議案第 49 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 3 時 31 分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

源 正樹